

浜田市 暴力団排除条例

平成24年4月1日施行



-基本理念-

- ①暴力団と交際しないこと
- ②暴力団を利用しないこと
- ③暴力団に金を出さないこと
- ④暴力団をおそれないこと

暴力団排除条例の概要

●条例の基本理念

市、市民・事業者が、「暴力団と交際しないこと」「暴力団を利用しないこと」「暴力団に金を出さないこと」「暴力団を恐れないこと」を基本とし、互いに連携・協力し、一丸となって暴力団排除を推進することを基本理念とします。

●市の役割

市は、市民・事業者の協力を得て、県、警察等の関係機関と連携し、暴力団排除に関する施策を総合的に推進します。

●市民等の役割

市民・事業者は、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努め、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとします。また、暴力団排除に役立つ情報を知ったときは、警察等に情報提供するよう努めるものとします。

●市民等に対する支援

市は、市民・事業者が暴力団排除のための活動を推進するにあたり、情報の提供その他必要な支援を行います。

●市の入札・契約からの暴力団排除

市は、公共工事のその他市の事務・事業により、暴力団に利益をもたらすことのないよう暴力団等が市が実施する入札・契約に参加させないなどの必要な措置をとります。

●広報及び啓発

市は、暴力団排除についての市民・事業者の关心と理解を深めるために、必要な広報活動や啓発活動を行います。

●青少年に対する教育

市は、学校・地域・職場・家庭において、青少年に暴力団排除の教育や助言が行われるよう情報の提供等必要な支援・協力を行います。

●暴力団の威力の利用の禁止

市民・事業者が、債権の回収・紛争の解決等に暴力団の威力を利用することを禁止します。

●利益の提供の禁止

市民等は、暴力団の威力を利用し、その活動・運営に協力するため、金品などの利益を提供することを禁止します。

暴力団等に関する相談・情報提供は、

浜田警察署 0855-22-0110【代表】または

浜田市安全安心推進課 0855-25-9122【直通】

までお願いします。